# 令和6年度施設サービスに対する運営指導について

- 介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護を含む)
- •介護老人保健施設
- •介護医療院

京都市保健福祉局監查指導課

1 令和6年度運営指導の実施方針

(1) 基本方針

<主眼>

〇 介護サービス事業者の育成・支援

介護保険制度への信頼維持、利用者保護

## <主な視点>

- ① 法令が遵守されているか
- ② 適正な保険給付がなされているか
- ③ 利用者の尊厳が保持され、利用者本 位のサービス提供がなされているか
- ④ 適切な防災、防犯対策やリスクマネジ メントがしっかりできているか
- ⑤ 個人情報の管理が適正か

- (2) 運営指導の実施頻度
- <介護老人福祉施設>※指導監査含む
- 〇 原則として3年に1回の頻度で実施 (事前提出資料は運営指導を行う年度のみ)

- <介護老人保健施設、介護医療院>
- 〇 事業者当たり概ね3年に1回の頻度で実施

- <各施設の併設居宅サービス>
- 〇 併設居宅サービスは指定期間内(6年)に少なくとも1 回は実地にて行う

# 2 令和6年度運営指導の実施結果

#### (1)実施期間

令和6年7月18日~令和7年3月13日

#### (2)運営指導を行った施設数

	施設	施設及	(併設内訳)								
	のみ	び併設	訪介	訪リ	通介	通り	短 生	短 療	居 支	予 支	その他
介護老人福祉施設	15	26	3		0		19		10	8	8
介護老人保健施設	1	7		3		4		6	2		
介護医療院	3	3	_	3	_	1	_	2	_	_	2

\* 介護予防サービス、総合事業を除く

## 3 施設サービスの主な指摘事例

※詳細な指摘事例については、各サービスごとの説明資料をご覧ください。

## 1 人員に関する基準

### 勤務体制の確保

#### <勤務表について>

- 常勤・非常勤の別、職種等が記載されていない事例
- 併設の事業所の職員等と兼務しているが、勤務表にはそれぞ れの勤務時間を分けて記載されていない事例
  - ← 原則として、事業所ごと・月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、 管理者との兼務関係等を明確にする必要がある

## 勤務体制の確保

#### <認知症介護基礎研修について>

- 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有 さない者について、認知症介護基礎研修を受講させていない 事例
  - ← 無資格者については、入職後1年以内に認知症介護基礎研修を受講させる必要がある(令和6年4月1日より義務化)

## 2 運営に関する基準

## (1)重要事項の説明等 その1

#### <運営規程と重要事項説明書の記載内容の不整合>

- 運営規程と重要事項説明書に記載している利用定員、職員の職種・ 員数や利用料金等の記載内容が異なっている事例
  - ← 運営規程と重要事項説明書の記載内容は整合させる必要がある
- 職員配置の員数について、実態と整合していない事例
  - ← 員数に変動があることを踏まえ、「〇人以上」と記載しても差し支えない(運営規程、重説とも)

## (1)重要事項の説明等 その2

運営規程く主な定めるべき重要事項>

- ア)施設の目的及び運営方針
- イ) 職員の職種、数及び職務の内容
- ウ)入所者定員
- エ)処遇の内容及び費用の額
- オ)施設の利用に当たっての留意事項
- カ)緊急時等における対応方法
- キ)非常災害対策
- ク) 虐待の防止のための措置に関する事項
- ケ)その他施設の運営に関する重要事項 (身体的拘束の手続き等)

- <防災対策の主な留意事項>
- ○消防用器具・設備の定期点検 法定点検(機器・総合(届))、自主点検
- ○連絡•避難体制
- 〇防火管理者•消防計画
  - 消防署への届、夜間体制、地震・風水害等
- 〇消火・避難訓練(年2回、うち1回は夜間想定)
- 〇水・食料の備蓄
- 〇訓練への地域住民の参画(努力義務)
- OBCP(業務継続計画)の策定

#### く防災対策 避難訓練等の実施>

- 〇 防災訓練としては、①通報訓練、②消火訓練、③避難訓練等があるが、特に②及び③については、<u>年2回以上</u>実施し、うち、1回以上は夜間又は夜間想定の訓練を行う必要がある。(併設通所サービスとの兼ね合いに注意。通所サービスでは昼間想定の訓練を年2回)
  - ← 年2回以上のうち、1回は所轄の消防署に協力を依頼し、実施する
  - ← 消防設備の使用方法や机上の研修も重要だが、必ず訓練を実施し、実施状況を記録する必要がある
  - ← 他の訓練に振り替えても消火訓練、避難訓練は年2回以上必要
  - ← 非常災害に備えて、消防計画を職員に周知する

#### <業務継続計画の策定等(※令和6年度から義務化)>

- ◆ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの 提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再 開を図るための業務継続計画(BCP)を策定し、当該業務継続計画に 従い必要な措置を講じる。(★減算規定あり。)
- ◆ 業務継続計画の周知、研修、訓練(シミュレーション)及び定期的な 業務継続計画の見直しの実施
  - ← 研修(年2回(感染症・非常災害 各1回以上)以上+新規採用時)
     訓練(年2回(感染症・非常災害 各1回以上)以上) の実施
    - ※ 感染症のBCPに係る研修・訓練については、感染症の予防及びまん 延の防止のための研修・訓練との一体的実施可能
    - ※ 災害のBCPに係る訓練については、非常災害対策に係る訓練との
      - 一体的実施可能

- ◆ 業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止、非常災害対策における研修・訓練の実施回数は以下①②③のとおり。
  - ① 業務継続計画の研修・訓練は、感染症で研修1回以上・訓練1回以上、災害で研修1回以上・訓練1回以上。
  - ② 感染症の予防及びまん延の防止に係る研修・訓練は、研修2回以上・訓練2回以上。
  - ③ 非常災害対策に係る訓練は、訓練2回以上。
  - ※ 上記①②③の研修・訓練は一体的に実施することは可能。これらを図示した場合以下のとおり。

#### 1 全てにおいて一体的実施をしなかった場合

(感染症研修3回以上、感染症訓練3回以上、災害研修1回以上、災害訓練3回以上=計10回以上)

No.	基準省令上の種別	内容	研修·訓練	回数(年間)	一体実施の可否(解釈通知)
1	業務継続計画	感染症	研修①	1回以上	研修③と一体実施可
			訓練①	1回以上	訓練④と一体実施可
		災害	研修②	1回以上	
			訓練②	1回以上	訓練③と一体実施可
2	非常災害対策	災害	訓練③	2回以上	
3	衛生管理	感染症	研修③	2回以上	
			訓練④	2回以上	

#### 2 全てにおいて一体的実施した場合

(感染症研修2回以上、感染症訓練2回以上、災害研修1回以上、災害訓練2回以上=計7回以上)

No.	基準省令上の種別	内容	研修·訓練	回数(年間)	一体実施の可否(解釈通知)
		感染症	研修①	7	研修③と一体実施可
l,	1 業務継続計画		訓練①	/ 7	訓練④と一体実施可
Ι'		災害	研修②	1回以上	
	火吉	訓練②	,	訓練③と一体実施可	
2	非常災害対策	災害	訓練③ ←	2回以上	内1回は訓練②と一体実施
3 衛生管理	<b>海上答</b> 理	感染症	研修③ ▲	2回以上	内1回は研修①と一体実施
			訓練④ 🚄	2回以上	内1回は訓練①と一体実施

#### (3)利用者本位のサービスの提供 その1

#### <人材育成:必要な研修の実施>

○ 権利擁護及び虐待防止に関する研修や事故発生防止に関する研修、 感染症及び食中毒に関する研修等を実施していない事例

事故発生の防止に関する研修		
感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための研修	年2回以上	
身体的拘束等の適正化のための研修	及び新規採用時	
権利擁護及び虐待防止に関する研修 (虐待防止については令和6年度から義務化)		
感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための訓練 (令和6年度から義務化)	年2回以上	

← 研修を複数回実施する等、可能な限り多くの職員が研修に参加できるように工夫する。

## (3)利用者本位のサービスの提供 その2

#### <虐待の防止(※令和6年度から義務化)>

- ◆ 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を規定
- ◆ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じる。(★減算規 定あり。)
  - ← ① 委員会の定期的開催とその結果についての従業者への周知徹底
    - ② 指針の整備
    - ③ 研修の定期的実施(年2回以上+新規採用時)
    - ④ 担当者の設置

#### →委員会の開催について

虐待防止は身体的拘束等の適正化の委員会とメンバーが重なることが多いため、一体的に開催して差し支えないが、それぞれの委員会における役割が果たされていることが議事録から読み取れるようにするなど、委員会の運営に留意すること。

## (4)利用者本位のサービスの提供 その3

#### <虐待の防止(※令和6年度から義務化)>

- 虐待の防止のための指針について、基準省令の解釈通知で示されている当該指針に盛り込むこととされている項目が記載されていない事例
  - ◆ 虐待防止の指針に盛り込むべき項目
    - イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
    - ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
    - ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
    - ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
    - ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
    - へ 成年後見制度の利用支援に関する事項
    - ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
    - チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
    - リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項
- 虐待防止のための研修と身体的拘束等の適正化のための研修を同時に開催しているが、レジュメ等からは虐待防止に係る内容が不明確な事例

### 3 処遇に関する基準

## (1)施設サービス計画に関すること

#### < 入所者・家族への説明、同意、交付>

- 施設サービス計画を作成、変更したが、入所者・家族への説明、同意、交付が書面上、確認できない事例
- 施設サービス計画の同意が、代筆者名になっている事例。また、続柄が記載されていない事例
  - ← 例示: 施設サービス計画の下段に次のような欄を設ける

施設サービス計画について説明を受け、同意し、受領しました説明・同意・交付日 年 月 日 入所者氏名

代筆者名\_\_\_\_\_

続柄(

- 施設サービス計画原案が、入所日当日に作成されていない事例
  - ← 入所前のアセスメントに基づき原案を作成し、サービス担当者会議 を実施し、入所日には本人、家族に説明し、同意を得て交付する

## (2)身体拘束に関すること

#### <身体的拘束等の適正化のための指針>

- 身体的拘束等の適正化のための指針に盛り込むべき項目が不十分
- ← 「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り 込むこと
  - ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
  - ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
  - ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
  - ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本 方針
  - ⑤ 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針
  - ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
  - ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

## (3)事故報告•事故防止対策

#### <事故発生の防止のための指針>

- 事故発生の防止のための指針に盛り込むべき項目が不十分
  - ← 「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込む こと
    - ① 介護事故の防止に関する基本的考え方
    - ② 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
    - ③ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
    - ④ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
    - ⑤ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
    - ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
    - ⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針 等

## (4)衛生管理

#### <施設内の環境管理>

- 洗剤や漂白剤、薬品などが、入所者の手の届く場所に置かれている事例
  - ← 手の届かない場所や施錠できる場所で保管する ※入所者が洗剤等を誤飲する事故が多く発生しています! ペットボトル等に詰め替えて使用する場合、中身が分からず危険

#### <調理室関係>

- 加熱調理した食品を2時間以内に喫食していなかった事例
- 〇 調理従事者に定期的な検便検査を受けさせていなかった事例
  - → 調理従事者は、臨時職員も含め、月に1回以上の検便検査を実施する
- 入所者へ食事を提供した後に検食をしていた事例
  - ← 献立に沿って調理されているか、異物混入等がないかを確認するため、検食は必ず提供前に行う

## 4 報酬(加算)に関する基準

## (1)介護給付費(加算)の算定 その1

#### <協力医療機関連携加算>

- 協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の 病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していなかった事 例
  - ← 高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携体制を構築する観点から、入所者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、入所者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的に開催すること。

## (1)介護給付費(加算)の算定 その2

#### <療養食加算>

- 貧血食を提供しているが、療養食加算としての算定要件を満たしているかどうかの確認が漏れていた事例
  - ← 入所者の状況を判断し療養食を提供しており、そのこと自体は問題ないが、加算の対象となるかどうかのチェックは必要
- 療養食としての基準を満たさない食事を提供していた事例
  - → 減塩食について総量6.0g未満の必要があるが、超えている 等 ※月平均ではなく、一日ごとに6.0g未満の必要あり。 (6.0g以上の日は療養食加算の算定不可!)
  - ← 業者が献立等を作成している場合でも、施設の栄養士が確認する

## (1)介護給付費(加算)の算定 その13

#### <介護職員等処遇改善加算>

- 〇 介護職員等処遇改善計画書について、すべての従業者に周知 していなかった事例
- 職場環境等の改善に係る取組について、ホームページ等に公表していなかった事例(※加算 I、IIについて必要)
- ← 計画書の内容を従業者へ周知するとともに、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページ等に公表しなければならない

#### 4 留意事項

(1)養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報

運営指導時に、本市に未報告の虐待事案を覚知することがあります。 高齢者虐待防止法により、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発 見した場合は、速やかに本市に通報する義務があります。 このような場合には、必ず介護ケア推進課(222-3800)に御一報ください。

#### 〇 高齢者虐待防止法(抄)

第21条(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設 又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養 介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従 事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市 町村に通報しなければならない。

#### (2)令和6年度報酬改定における経過措置等項目

- ① 重要事項等の情報のウェブサイトへの掲載・公表 (令和7年度から義務化)
  - ※ 法人のホームページ等又は情報公表システム上に掲載·公 表する。
- ② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置・開催 (令和9年3月31日までの間は努力義務)
  - ※ 委員会は生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む広い職種により構成することが望ましい。
  - ※ 委員会は定期的に開催する必要がある。(適切な開催頻度を決めることが望ましい。)

#### (2)令和6年度報酬改定における経過措置等項目

- ③ <u>協力医療機関との連携体制の構築</u> (令和9年3月31日までの間は努力義務)
  - ※ 入所者の
    - ア 急変時における常時相談体制の確保
    - イ 診療体制の常時確保
    - ウ 急変時における要入院時の原則受入体制の確保 を満たす協力医療機関を定める。

# 御清聴ありがとうございました